

○南伊豆地域清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第19号

令和5年6月20日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 管理者は、毎年11月末までに、前年度における人事行政の運営等の状況を公表しなければならない。

(公表事項)

第3条 前条の規定により管理者が公表しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に規定する職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 任免及び職員数に関する状況
- (2) 人事評価の状況
- (3) 給与の状況
- (4) 勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 分限及び懲戒処分の状況
- (6) サービスの状況
- (7) 退職管理の状況
- (8) 研修の状況
- (9) 福祉及び利益の保護の状況
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(公表の方法)

第4条 第2条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 南伊豆地域清掃施設組合公告式条例（令和5年南伊豆地域清掃施設組合条例第2号）第2条第2号に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。